

※下記に該当しない場合は健保組合にご相談ください

● 必須

◎ 年金を受給されている方は年金金額が確認できる書類を提出してください

＝添付書類説明＝

(※1) 今後の給与収入額が確認できる書類（働きはじめの方）

・雇用契約書、又は年間収入見込証明書

・給与明細(ある分のみ添付)

(※2) 退職日が確認できる書類（下記の内いずれか）

①健康保険資格喪失証明書

②退職証明書

③退職日の記載がある源泉徴収票

(※3) 雇用契約書等

・雇用保険が未加入であることが記載されている雇用契約書

(※4) 年金金額が確認できる書類

・年金証書、直近の改定通知書、振込通知書など

(※5) 仕送り金額が確認できる書類

・送金日時、送金元、送金先、金額が確認できる預金通帳の写し、または振込明細書

＝その他＝

■同居する扶養義務者について

⇒ 認定対象者と同居する配偶者、子、父母兄弟、同居人等で、就労可能年齢の方

⇒ ■：同居する扶養義務者の方の該当する全ての書類を添付してください

認定対象者

市区町村

会社

職安

税務署

学校

年金

銀行

同居する扶養義務者

市区町村

会社

税務署

年金

世帯全員の住民票

※発行日から3カ月以内

所得証明書・課税（非課税）証明書

※発行日から3カ月以内

戸籍謄本

直近3カ月分（休業中の方は休業前3カ月）の給与明細

今後の給与収入額が確認できる書類

※1

退職日が確認できる書類

※2

離職票Ⅰと離職票Ⅱ

雇用保険被保険者資格喪失確認通知書

雇用契約書等

※3

傷病手当金・出産手当金の決定（満了）通知書

雇用保険受給資格者証（両面）

雇用保険受給期間延長通知書

直近の確定申告書

収支内訳書又は青色申告決算書

在学証明書・学生証

※小学生以下は不要

年金金額が確認できる書類

※4

仕送り金額が確認できる書類

※5

所得証明書・課税（非課税）証明書

直近3カ月分（休業中の方は休業前3カ月）の給与明細

戸籍謄本

直近の確定申告書

収支内訳書又は青色申告決算書

年金金額が確認できる書類

※4

認定対象者

認定対象者の状況

原本

原本

原本

写し

写し

写し

原本

写し

写し

写し

写し

写し

写し

写し

写し

写し

原本

原本

写し

写し

写し

写し

③その他【同居】

※未就学・学生以外の子、父母兄弟、祖父母、曾祖父母、孫、兄弟姉妹等

(1) 収入有り

a. 給与収入

●

●

●

●

○

■

■

■

■

■

○

b. 給与収入(働きはじめの方)

●

●

●

●

○

■

■

■

■

■

○

c. 事業収入(個人事業主)

●

●

●

●

●

○

■

■

■

■

■

○

(2) 収入無し

1. 過去1年以内に退職された方

A. 傷病手当金・出産手当金の継続給付を受けている方

●

●

●

●

●

○

■

■

■

■

■

○

B. 上記以外

a. 失業給付を申請した(する)方

●

●

●

●

●

●

○

■

■

■

■

■

○

b. 失業給付を延長した(する)方

●

●

●

●

●

○

■

■

■

■

■

○

c. 失業給付を申請しない方

●

●

●

●

●

○

■

■

■

■

■

○

d. 失業給付の受給資格がない方

●

●

●

●

●

○

■

■

■

■

■

○

e. 雇用保険未加入の方

●

●

●

●

●

○

■

■

■

■

■

○

f. 失業給付受給満了の方

●

●

●

●

●

○

■

■

■

■

■

○

2. 上記以外(過去1年以内に退職していない方)

●

●

●

○

■

■

■

■

■

○

④その他【別居】

※未就学・学生以外の子、父母兄弟、祖父母、曾祖父母、孫、兄弟姉妹等

(1) 収入有り

a. 給与収入の方

●

●

●

●

○

●

■

■

■

■

■

○

b. 給与収入の方(働きはじめの方)

●

●

●

●

○

●

■

■

■

■

■

○

c. 事業収入の方(個人事業主)

●

●

●

●

●

○

●

■

■

■

■

■

○

(2) 収入無し

1. 過去1年以内に退職された方

A. 傷病手当金・出産手当金の継続給付を受けている方

●

●

●

●

●

●

○

●

■

■

■

■

■

○

B. 上記以外

a. 失業給付を申請した(する)方

●

●

●

●

●

●

○

●

■

■

■

■

■

○

b. 失業給付を延長した(する)方

●

●

●

●

●

○

●

■

■

■

■

■

○

c. 失業給付を申請しない方

●

●

●

●

●

○

●

■

■

■

■

■

○

d. 失業給付の受給資格がない方

●

●

●

●

●

○

●

■

■

■

■

■

○

e. 雇用保険未加入の方

●

●

●

●

●

○

●

■

■

■

■

■

○

f. 失業給付受給満了の方

●

●

●

●

●

○

●

■

■

■

■

■

○

2. 上記以外(過去1年以内に退職していない方)

●

●

●

○

●

■

■

■

■

■

○

被扶養者届出時の注意点

健康保険の被扶養者は、会社の扶養手当や税法上の扶養家族とは基準が異なります。健康保険の被扶養者は、家族なら誰でもというのではなく、原則、日本国内に住民票があり、主として被保険者の収入等によって生活をしている等の基準を満たす必要があります。

《1》被扶養者の認定には下記の要件を全て満たす必要があります。

◆共通の認定基準

- 年間収入見込額が*130万円未満（60歳以上又は障害年金受給の場合は180万円未満）
- 被保険者の年間収入見込額の1/2 以下
- 主として被保険者により生計を維持されていること

*年間収入見込額の目安として

60歳未満 月額：108,334円未満・日額：3,612円未満
60歳以上 月額：150,000円未満・日額：5,000円未満

◆別居、同一世帯でない（世帯分離含む）場合の認定対象者

- 認定対象者の収入は、被保険者からの仕送り額より少ないこと
- 認定対象者への仕送り額は、社会通念上生活可能な金額であること
- 仕送額、送金日、送金元、送金先、送金の継続性が確認できる書類を提出できること
※現金の手渡しは認められておりません

◆夫婦共同でお子様を養育されている子（配偶者が他の健保に加入）

- 被保険者の収入が、他の健保に加入する配偶者より多いこと

※次の方は被扶養者にはなりません

- 被保険者との続柄が法令等で定められる範囲外の方 ・75歳以上（後期高齢者）の方

《2》認定対象者以外の方の収入確認書類が必要な場合は次の通りです。

- 配偶者が当健保の加入者ではない同一世帯の子 ⇒ 配偶者
- 認定対象者が配偶者・子以外の方（父母・祖父母・兄弟など）⇒ 認定対象者の配偶者、同居する扶養義務者
- 認定対象者が別居、同一世帯でない方 ⇒ 同居人、同居する扶養義務者

《3》その他、審査にあたっての留意事項は次の通りです。

- 被扶養者の届出は、事由発生日（出生日、入社日、退職日など）から5日以内にお届けいただくことが定められています
- 認定日は、事由発生日から30日以内の場合は事由発生日、30日以降の場合は、「健保に書類が到着した日」を基準とします
- やむを得ない理由や従前加入医療保険制度の都合で、認定日に申立てがある場合は、状況届に記入又は、「理由書」（書式フリー、署名捺印、記入日記載）を添付下さい
- 提出頂いた書類に不足がある場合は、追加書類依頼を異動届記載住所へ「特定記録」で郵送しますので、入手後、速やかに提出ください。（提出期限は30日）
- 被扶養者の保険証は、提出書類に不備がなく、認定基準を満たしていると判定した場合、健保に書類が到着した日から5～7営業日後には、事業所へ交付します
- 被保険者との続柄によって、右図のように、「同一世帯」であることが前提の場合があります
- 扶養の理由が「退職」の場合は、雇用保険（失業給付等）の状況が確認できる書類を添付してください
- ひとり親の子の認定で、戸籍が手続中（すぐに提出できない）の場合は、離婚協議中であることが確認できる書類（裁判所からの郵送物など）を添付してください
- ひとり親の子の認定で、被保険者が外国籍の場合は、戸籍謄本以外のひとり親であることが確認できる書類（児童扶養手当通知等）を添付してください
- 子の認定で、配偶者（他の健保に加入）の収入が多く育児休業期間中の場合、育児休業期間が確認できる書類と育児休業給付金の金額が確認できる書類を添付してください
- 自営業者の収入は、その事業を行うにあたり、直接的な必要経費とみられるもののみ経費として控除可能です。総収入から必要経費を差し引いた残りの収入で審査します
- 日本語以外の書類は、翻訳（翻訳日、翻訳者の署名捺印が必要）を添付してください
- 年金（老齢基礎、老齢厚生など）、非課税年金（遺族、障害など）を受給している場合は、現在の年金受給額が確認できる年金証書、改定通知書又は振込通知書を添付してください
- 出産手当金、傷病手当金及び失業給付を受給している場合は、原則、受給終了日は満了日以降に届出をしてください（例外：日額が認定基準額未満の場合）
- 認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに削除届の提出、及び保険証を返却してください（後日判明した場合、事由発生日に遡って削除する場合がございます）
- 被扶養者の削除届は、原則、被保険者からの届出で手続きを行います。被保険者からの届出が出来ない場合は、当健保へご相談ください
- 被扶養者資格の継続を確認するため、定期的に被扶養者資格確認を実施します。認定審査時同様の証明書類等の提出をお願いします

※扶養の実態がない家族を虚偽の申し立てにより認定を受けた（認定を継続した）ことが判明した場合、被扶養者資格はさかのぼって削除し、当該期間にわたって発生した医療費の金額および給付金を過去に遡及して返還して頂く場合があります

例外

日本国内に住民票がない場合は
下記に該当する添付書類を提出ください

①外国留学をする学生

【添付書類】 査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し

②外国に赴任する被保険者に同行する家族

【添付書類】 査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し

③観光、その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する家族

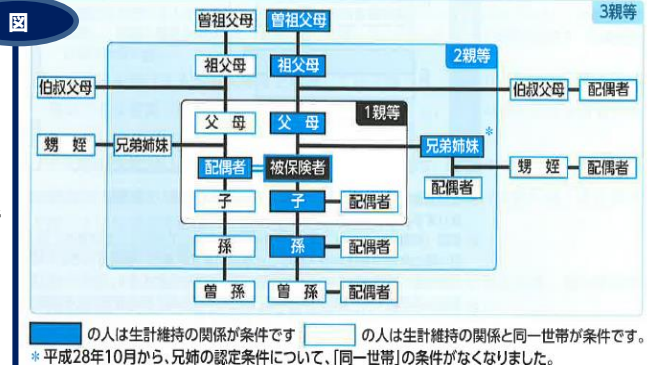
【添付書類】 査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティア参加同意書等の写し

④被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた家族

【添付書類】 出生や婚姻等を証明する書類等の写し

⑤①～④以外で日本国内に生活の基礎があるとみとめられる家族

【添付書類】 当健保へお問い合わせください



【個人情報の取扱に関して】

個人情報保護法及び監督官庁の指導のもと、個人情報保護に関する規程を定め保全等に努めております。またご提出いただいた諸資料は、直接の担当者以外が使用することも閲覧することなく、保管も厳格に行っております。

【参考】Q＆A抜粋

【事務連絡】厚生労働省保険局保険課

「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務」に関する留意点について(平成30年8月29日)

質問	回答
Q. 被保険者と国内認定対象者が内縁関係にある場合、どのような書類により身分関係を確認すればよいか。	A. 申立てのみでは認定せず必要に応じて以下のような複数の公的証明書等により内縁関係が客観的に認められることを確認の上、認定となります。・被保険者及び国内認定対象者が重婚等の民法上の禁止されている婚姻の条件に該当しないことを確認できる、被保険者及び国内認定対象者それぞれの戸籍謄本又は戸籍抄本・被保険者世帯全員の住民票記載事項証明書
Q. 本通知に示す「年間収入」とは見込額でもよいか	A. 本通知に示す「年間収入」は、国内認定対象者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むものとする。
Q. 仕送りが預金通帳等により確認できない場合(例えば現金手渡しの場合や現金以外を給付している場合、世帯用クレジットカードを使用させている場合)、同一世帯に属していない被扶養者の認定は認められないということか。	A. 申立てのみでは認めない。なお、現金手渡しや現物(食料、衣料等)を渡すことにより被保険者が生計維持をしている場合は、国内認定対象者の住民票で住所、課税証明書等で年間収入を確認し、実質的に生計維持をしていることが認められる場合は、認定できるものとする。実質的に生計維持をしていることが判断できるものについては、例えば手渡しをする現金を定期的に口座から引き落とししたことが分かる預金通帳の写しなどが考えられる。
Q. 被保険者資格取得日において、認定対象者へ仕送りがまだ行われていない場合の認定方法如何。また仕送りの認定は何回以上必要となるか。	A. 原則、被保険者本人の申立てで認定を行うことは認めない。被保険者の資格取得日において、まだ仕送りが行われていないのであれば、添付資料が提出できないため、認定することはできない。初回の仕送りがなされた時点で、添付資料により仕送りの事実を確認した上で、被扶養者の要件を満たしていれば、被扶養者として認定できるものとします。また回数については、年間複数回の仕送りを予定している場合は、仕送り回数及び各回の仕送り予定額を確認し、被扶養者認定日時点において、今後1年間で生計維持に必要な程度金額となるような回数等であれば可とするが、その後の保険者による被扶養者に係る確認時において、改めて実績に基づく仕送りの金額及び回数を確認し、継続した仕送りによる生計維持が確認出来ない場合は、当該事実が確認出来なくなった時点に遡って削除するものとする。なお、初回の被扶養者認定における仕送り予定回数及び各回の仕送り予定額については、公的証明書等による実態の確認が困難であり、そのことを理由として認定を行わないことに合理性が認められず、その後の被扶養者に係る確認時においては事実確認のための書類の提出を求め、実態の確認が可能であると考えられることから、本人申立てにより確認を行って差し支えない。
Q. 国内認定対象者が16歳未満の子である場合に、収入を確認するための書類の提出は必要か	A. 16歳未満の子である場合は、収入を確認するための書類は要さない。また、被保険者と国内認定対象者が同一世帯に属していない場合、送金の実事と仕送り額を確認するための書類も必要ない。
Q. 本通知に基づき被扶養者として認定した者について、認定後における被扶養者に係る確認の頻度如何。	A. 認定後、少なくとも年1回は保険者において被扶養者に係る確認を行い、過去の送金等を確認し、被扶養者の要件を引き続き満たしていることを確認することが望ましい。なお、認定したところ被扶養者の要件を満たしていないことが認められた場合、①認定時には瑕疵がなく、その後の事情により被扶養者の要件を満たさないことになった場合には、当該要件を満たさなくなった時点(その時点を確認出来ない場合は例えば「検認日」とするなど、保険者において事前に定めた日)以降で、被扶養者を削除する届出を提出させること。②認定時に瑕疵があり、被扶養者の要件を満たしていないことが判明した場合には、認定時に遡って取り消すこととなる。

【事務連絡】厚生労働省保険局保険課

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定に係るQ＆Aについて(令和3年8月11日)

質問	回答
Q. 本認定は、認定対象者が子以外にも適用されるのか	A. 本通知は、続柄により対象が限定されないことから、子以外にも適用される。
Q. 年間収入については、「過去の収入、現時点での収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする」とあるが、具体的にどのように見込むのか。また、「過去の収入」「現時点での収入」「将来の収入」全ての収入を考慮しなければならないのか。	A. 所得証明書や源泉徴収票等による「過去の収入」、給与明細写し等による「現時点での収入」、雇用契約書写しや事業主発行の収入見込証明書等による「将来の収入」を踏まえながら、個別の実態に応じて今後一年間の収入を見込むことになる。ただし、必ずしもこれら全ての収入を考慮しなければならないという訳ではない。
Q. 年間収入には、賞与額を含めるのか。また、退職金や継続性のない譲渡収入等の一時的な収入、または育児休業基本給付金のように認定日時点では発生していないが、1年以内に得ることが見込まれる収入についてはどのように取扱うのか。	A. 年間収入は、賞与額や将来の収入として基本的に支給されることが想定されるものを含めて見込む一方、退職金(分割して支払われるものを除く)や継続性のない譲渡収入等の一時的な収入は含めずに見込むことになる。
Q. 検認において年間収入の逆転が判明し被扶養者資格を削除する場合の認定日・削除日はいつか。また、被扶養者の削除にあたってはどのように対応すべきか。	A. 検認において年間収入の逆転が判明し被扶養者資格の見直しが生じた場合、①認定時の算出方法等には瑕疵がなく、その後の事情により被扶養者の要件を満たさないこととなった場合には、当該要件を満たさなくなった時点(原則として事実発生日(例:契約変更→契約変更の適用開始日、就職→就職日、退職→退職の翌日等)、事由発生日が明確でない場合には例えば「検認日」とするなど、保険者において事前に定めた日)以降で、被扶養者を削除する届出を提出させることになる。②認定時の算出方法等に瑕疵があり、相手方の被扶養者としての要件を満たしていたことが判明した場合には、相手方の被保険者等が遡及して認定することを確認してから認定時に遡って取り消すこととなる。被扶養者の削除にあたっては、事業主・被保険者に保険者等へ被扶養者の認定に係る届出及び削除に係る届出の提出を勧奨し、届出に基づき年間収入が多くなった被保険者の保険者等が被扶養者の認定をすることを確認してから削除することとなる。なお、認定日は削除日と同日になることに留意されたい。取消の場合も同様に、相手方の保険者等が認定することを確認してから取消をすることとなる。
Q. 主たる生計維持者が育児休業を取得した場合、当該休業期間中は被扶養者を異動しない一方、新たに誕生した子は改めて年間収入の比較により認定するため、第一子は妻の被扶養者、第二子は夫の被扶養者というように分かれてしまうケースが想定されるが問題はないか。	A. 本特例は、主として生計を維持する者が育児休業を取得した場合において、既に被扶養者となっている者については、当該休業期間中、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないことにするものである。一方、新たに誕生した子については、原則通り被保険者の年間収入に基づき出生時の実態に応じて認定するため、結果として事例のように第一子と第二子が分かれることになるが問題はない。

問合わせ先

問合せの際は、必ず、「**保険証の記号と番号**」をお伝え下さい

<組合名>

トランス・コスモス健康保険組合

<住所>

〒150-0011

東京都渋谷区東2-23-3 タゴシンビル4F

<電話／FAX番号>

■被保険者専用電話番号(適用グループ)

0120-917-639

■代表電話番号

03-3409-2028

■ファクシミリ番号

03-3409-4626

<HPアドレス>

HPアドレス:<https://www.transcosmos-kenpo.or.jp>

※共通パスワード:「tckenpo」

<被保険者専用問合せメールアドレス>

trans_kenpo@ml01.trans-cosmos.co.jp

※書類の提出先 : 被扶養者の届出書類は、必要な添付書類を添えて、会社(事業所)に提出してください。